

令和3年度（2021年度）高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付要綱

（令和3年3月31日教育長決定）

（趣旨）

第1条 教育長又は教育局長（以下「教育長等」という。）は、道立高等学校の募集停止に伴う高等学校教育の円滑な運営を図るに当たり、高等学校の生徒の通学及び下宿（間借りを含む。以下同じ。）に要する経費（以下「通学費等」という。）の負担を軽減し、もって教育の機会均等と地域社会に有為な人材の育成を図るため、通学費等の負担者に対し、通学費等の一部について高等学校生徒遠距離通学費等補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関しては、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通学費 生徒の自宅又は下宿先から当該生徒が修学している道立、市町村立又は私立の高等学校（以下「高校」という。）に公共交通機関を利用して通学するために要する経費
- (2) 下宿費 生徒が高校に修学するために保護者と住居を異にして居住した場合の下宿又は間借りに要する経費
- (3) 通学費等負担者 通学費等を負担し、かつ、所得税法（昭和40年法律第33号）における生徒の扶養者である者
- (4) 総収入金額 通学費等負担者及び当該負担者と生計を一にする者の1年間の収入金額を合算した額
- (5) 総所得金額 通学費等負担者及び当該負担者と生計を一にする者の1年間の収入金額から教育長が別に定める方法により算定した必要経費を控除した額を合算した額

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 別表1に定める募集停止校所在市町村又は募集停止校遠方市町村に居住し、かつ、別表2の1に定める要件のすべてを満たす生徒（以下「対象生徒」という。）の通学費等負担者
- (2) 前年の総収入金額又は総所得金額が、教育長が別に定める基準額に満たない者

2 前項の規定にかかわらず、教育長等は、特に必要と認める者に補助金を交付することができる。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2の1に定める対象生徒に係る経費で次の各号に掲げるものとする。

- (1) 通学費（定期乗車券購入経費に限る。）
- (2) 下宿費（下宿にあつては部屋代、間借りにあつては光熱水費及び管理費等を除く部屋代に限る。以下「部屋代」という。）

（補助対象期間）

第5条 補助対象となる期間は、第1学年においては、対象生徒が入学を許可された月から翌年3月まで、第2学年においては、4月から翌年3月まで、第3学年においては、4月から対象生徒が卒業証書を授与された月までとする。

なお、4年制の定時制課程における第3学年においては、4月から翌年3月まで、第4学年においては、4月から対象生徒が卒業証書を授与された月までとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表2の2の事項又は同表3の事項により算定した額とする。ただし、通学費に係る補助金及び下宿費に係る補助金のそれぞれに算定した額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

2 通学費等負担者又は生徒が、市町村が実施している通学費等に係る補助金等の交付を受けている場合にあつては前項によるほか、別表2の4の事項により算定する。

(交付申請)

第7条 通学費等負担者は、規則第3条の2の規定に基づく補助金の交付の申請に当たっては、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、当年度7月末日までに高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付申請書（教育第34号様式（平成28年北海道教育委員会教育長告示第22号に定める様式をいう。以下「教育第〇号様式」について同じ。））に次に掲げる関係書類を添付して教育長等に提出しなければならない。

- (1) 高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付申請内訳書（教育第35号様式）
- (2) 世帯状況申出書（教育第41号様式）
- (3) その他別に指示する書類
(変更承認申請等)

第8条 通学費等負担者は、住所の変更、転学等の事由により補助金の額に変更を生じる場合は、速やかに高等学校生徒遠距離通学費等補助金変更承認申請書（教育第36号様式）を教育長等に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 通学費等負担者は、規則第14条の規定に基づく実績報告に当たっては、高等学校生徒遠距離通学費等補助金実績報告書（教育第37号様式）に次に掲げる関係書類を添付して翌年度の4月5日までに教育長等に提出しなければならない。

- (1) 通学費に係る補助を受けた者については、高等学校生徒遠距離通学費等補助金実績報告内訳書（教育第38号様式）
- (2) 下宿費に係る補助を受けた者については、高等学校生徒遠距離通学費等補助金実績報告内訳書（教育第39号様式）
- (3) その他別に指示する書類
(補助金の交付)

第10条 教育長等は、前条の規定により提出された実績報告書に基づき実績を確認し、規則第15条の規定による額の確定後に補助金を交付するものとする。ただし、当年度の4月分から翌年2月分までに係る補助金については、実績を確認できた月の分まで概算払を行うことができる。

2 通学費等負担者は、前項ただし書の規定により概算払を受けようとするときは、高等学校通学費等補助金概算払申請書（教育第40号様式）を教育長等に提出しなければならない。

3 前項の申請に基づく補助金の概算払は、実績を確認できた月の翌月末日までに、額の確定後における補助金の支払は翌年度の4月末日までに行うものとする。ただし、教育長等が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(経由)

第11条 通学費等負担者は、この要綱の第7条から第10条までに規定する書類を教育長等に提出する場合は、生徒が修学する高校の校長を経由しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は教育長が別に定める。

別表 1 (第 3 条関係)

募集停止年度	1 募集停止校所在市町村 北海道教育委員会が策定した公立高等学校配置計画により、平成28年度から令和3年度の間募集停止となった道立高等学校（以下「募集停止校」という。）が当該募集停止時に所在していた市町村又は地域。ただし、当該募集停止校以外の公立高等学校が所在する市町村又は地域を除く。	2 募集停止校遠方市町村 地理的状況や公共交通機関の運行状況等から、募集停止校所在市町村と同様の影響を受けると認められる市町村又は地域	3 最寄り市町村 1 学年4学級以上の規模の道立高等学校が所在する最も近隣の市町村	4 同一学科校所在市町村 職業学科を設置している道立高等学校が募集停止になった場合に、同一学科の高校（募集停止となった職業学科校と類似の系列を有する総合学科校を含む。）が所在する近隣市町村
平成28年度	小清水町	/	網走市	/
平成29年度	共和町	/	岩内町	/
	滝上町	/	紋別市	/
	新得町	/	芽室町（平成29年度から修学している者については、清水町）	/
平成30年度	/	/	/	/
令和元年度	/	/	/	/
令和2年度	/	/	/	/
令和3年度	南幌町	/	北広島市	/

別表2（第3条、第6条関係）

<p>1 対象生徒</p>	<p>次の各号のすべての要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 道立高等学校が募集停止となった年度の前年度に中学校等（中学校のほか、義務教育学校後期課程及び特別支援学校中学部をいう。以下同じ。）の生徒であった者。 ただし、道立高等学校の募集停止後に公立高等学校が所在することとなった場合にあつては、当該公立高等学校が所在することとなった年度の前年度に中学校等の生徒であった者を除く。</p> <p>(2) 中学校等卒業時に別表1の1の事項に定める募集停止校所在市町村又は同表2の事項に定める募集停止校遠方市町村に居住し、かつ、当該市町村に所在する中学校等を卒業した者</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する者 ア 中学校等卒業時の居住地に属する通学区域（北海道立高等学校通学区域規則（平成16年北海道教育委員会規則第1号）別表に定める通学区域をいう。以下同じ。）内に所在する高校に修学している者又は職業学科を設置する道立高等学校が募集停止となった場合に中学校等卒業時の居住地の属する通学区域内に同一学科の高校が所在しないため、やむを得ず当該通学区域外に所在する同一学科の高校に修学している者 イ 募集停止校所在市町村と募集停止校遠方市町村の通学区域が異なり、かつ、募集停止校遠方市町村の通学区域内に1学年4学級以上の規模の高校が所在しない場合は、募集停止校所在市町村の通学区域内に所在し、中学校等卒業時の居住地に最も近隣の1学年4学級以上の規模の高校に修学している者</p> <p>(4) 通学費に係る補助にあつては通学費等負担者が、次のア及びイに、下宿費に係る補助にあつては次のイに該当する者 ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生業扶助（高等学校等就学費）の通学費相当分を受給していない者 イ 通学費（下宿費に係る補助金にあつては下宿費）について北海道が実施する他の補助等を受けていない者</p>
<p>2 通学費に係る補助金の額の算定方法</p>	<p>生徒が修学する高校への通常の経路による通学に係る定期乗車券の額（有効期間が複数月である定期乗車券を購入した場合は、当該定期乗車券の額を有効期間月数で除した額（以下「基本額」という。））から1万円を控除した額に対象月数を乗じて得た額を補助金の額とすること。 基本額は、別表1の3の事項に定める最寄り市町村に設置されている高校への通学に係る定期乗車券の額を限度とする。ただし、職業学科を設置している学校が募集停止になった場合で、別表1の4の事項に定める同一学科所在市町村に所在する同一学科の高校（募集停止となった職業学科校と類似の系列を有する総合学科校を含む。）まで通学するときは、当該高校への通学に係る定期乗車券の額を限度とする。</p>
<p>3 下宿費に係る補助金の額の算定方法</p>	<p>1か月当たりの部屋代の額から1万円を控除した額（2万5,000円を限度とする。）に対象月数を乗じて得た額とすること。ただし、通学費等負担者が生活保護法の規定により生活扶助を受給している場合は、1か月当たりの部屋代の額（3万5,000円を限度とする。）に対象月数を乗じて得た額とすること。 なお、下宿費に食費等が含まれており、補助対象経費の額が明確でない場合は、教育長が別に定める基準により補助対象経費の額を算定する。</p>
<p>4 市町村等から補助金等を受給している場合の取扱い</p>	<p>市町村等が実施している通学費等に係る補助金等の交付を受けている場合の道の補助金の限度額は、2及び3のいずれの場合においても、補助対象経費から市町村等の補助金等の額を控除した額とすること。</p>